

# 婚外子差別にNo! 電話相談



2014年10月23日  
11月27日 12月11日

午後2時～8時(木曜日)

\*2015年も月1回継続します。

婚外子相続分差別規定はなくなりました!

事実婚をするには、どうしたらいいの?

戸籍の続き柄を変更したのに、前の記載が残っていて、いや!  
→前の記載を消せます。

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。  
→チェックしないで受理される方法があります。

2004年11月の出生届から、戸籍の続き柄は全員、長女・長男になりました。それ以前の婚外子の戸籍の続き柄は、女・男から長女・長男に直せます。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままだ大丈夫!  
→窓口で変更をと言われても、そのままにできます。

昨年9月4日最高裁は民法の婚外子相続差別規定を違憲とし、12月国会は相続差別規定を廃止。婚外子差別の源であった規定が廃止されました。でも出生届や戸籍の続柄差別記載などの制度はそのままです。

この丸2年「婚外子差別にNo! 電話相談」に取り組んできました。わからないことや思いなどなど、気軽にお電話ください!!

(私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め26年間運動してきた市民グループです。)

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 03-3302-9219 (夜間)

042-527-7870

皆さんの声をお待ちしています!